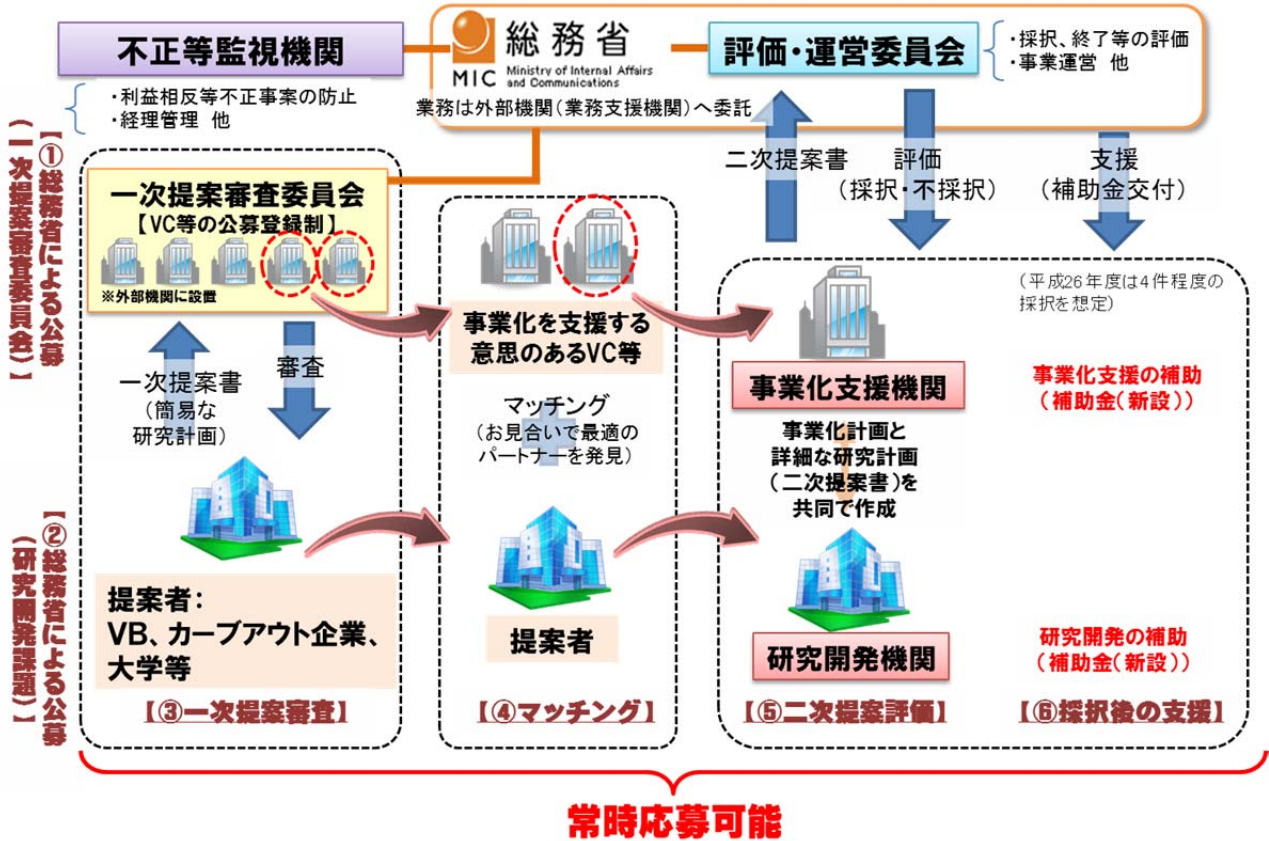


「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」不正等監視機関業務実施要領

1. 業務の目的

補助金の交付及び執行等に係る不正等の監視業務を行うことにより、「ICT イノベーション創出チャレンジプログラム」の適正な執行が図られることを目的とします。

2. スキーム



各機関の役割分担

| 機関 | 担当内容 |
|----------|--|
| 総務省 | 公募 交付決定 評価・運営委員会の設置・運営 追跡評価、事業化報告受領 等 |
| 評価・運営委員会 | 一次提案審査委員会候補機関の決定 共同提案の採択評価 終了評価・追跡評価 等 |
| 不正等監視機関 | 経理処理解説及びFAQの作成、維持管理 補助事業者に対する経理処理解説及びFAQに関する説明 補助事業者からの質問に対する対応 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等 |

| | |
|--------|--|
| | <p>に関する確認</p> <p>共同提案書作成に係る交付申請に関する利益相反の確認 額の確定に関する不正使用事例の確認 等</p> |
| 業務支援機関 | <p>一次提案審査委員会の設置及び運営</p> <p>共同提案申請支援</p> <p>研究開発の実施支援</p> <p>評価・運営委員会の活動支援</p> <p>情報発信、成果普及、イベント等の運営に係る業務 等</p> |

3. 不正等監視機関の業務内容

受託事業者は、補助事業者（研究開発機関及び事業化支援機関）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）及び先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に基づく適切な補助金の執行がはかれるよう、以下の業務を行う。

(1) 経理処理解説及びFAQの作成、維持管理

受託事業者は、補助事業者（研究開発機関及び事業化支援機関）による補助金の適切な執行が、必要最小限の負荷により可能となるよう、経理処理に係る解説書及びFAQの作成を行う。

(2) 補助事業者に対する経理処理解説及びFAQに関する説明

受託事業者は、(1)により作成した経理処理解説及びFAQについて、総務省、業務支援機関及び補助事業者に対して配布を行うとともに、説明を行う機会を設け、十分な説明を行う。

- 一次提案審査機関の公募は事業期間を通じて、応募総数 30 件程度（※）を想定
- 一次提案審査機関の公募は年度当初及び年度途中の追加公募を予定
- 研究開発機関の公募は事業期間を通じて、応募総数 50 件程度（※）を想定
- 研究開発機関の公募は原則常時行うものとする
- 提案者情報については、不正等監視機関へ報告する
- 総務省が行う額の確定検査に向け、補助事業者に対して支援・指示を行う

（※）想定件数は確約されるものではありません。

(3) 補助事業者からの質問に対する対応

受託事業者は、補助事業者からの求めに応じ、補助金の執行に係る質問への対応を行う。また、これら質問及び回答内容については、一覧を作成し、定期的に総務省及び総務省が別途委託する業務支援機関に対して共有を行う。更に、必要に応じて、(1)により作成した経理処理解説及びFAQについて、更新を行うなど維持管理を行う。

(4) 一次提案審査委員会候補機関、一次提案を行う機関に係る反社会的勢力等に関する確認

受託事業者は、業務支援機関から提供される一次提案審査委員会候補機関あるいは一次提案を行う機関に関する情報を踏まえ、反社会的勢力等に関する確認を行い、その結果についてそれぞれ評価・運営委員会あるいは業務支援機関へ報告を行う。

(5) 共同提案書作成に係る交付申請に関する利益相反の確認

受託事業者は、業務支援機関から提供される共同提案書作成に係る交付申請に関する情報を踏まえ、利益相反に関する確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。

(6) 額の確定に関する不正使用事例の確認

受託事業者は、総務省から提供される補助事業者に係る額の確定に関する証憑等に関して、不正使用等についての確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。

(7) その他の本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応

その他、本事業における不正等の監視に必要となる事項についての対応を行う。特に、利益相反、補助金の不正使用等の疑いが生じた場合においては、関係者への聞き取り調査、信用調査その他必要な方法により、不正等が生じているかどうかの確認を行い、その結果について総務省へ報告を行う。